

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	自立支援給付・地域生活支援事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

石狩市は、自立支援給付・地域生活支援事業に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

石狩市長

公表日

平成27年7月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援給付・地域生活支援事業に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、次の事務を実施する。 ①自立支援給付(介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費の支給) ②障害支援区分の認定に関する事務 ③日常生活用具の給付等の地域生活支援事業
③システムの名称	障害者福祉関連システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害共通宛名(対象者マスター)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第84号 内閣府総務省令第5号第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 【提供ができる根拠規定】 別表第二 第16号 内閣府総務省令第7号第12条1、3号 別表第二 第26号 内閣府総務省令第7号第19条1号 別表第二 第56の2号 内閣府総務省令第7号第30条 別表第二 第57号 内閣府総務省令第7号第31条1、2、5号 別表第二 第87号 内閣府総務省令第7号第44条1号 【照会ができる根拠規定】 別表第二 第108号 内閣府総務省令第7号第55条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 障がい支援課 障がい支援担当
②所属長	障がい支援課長 石倉 衛
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号061-3216 石狩市役所 保健福祉部 障がい支援課 障がい支援担当 住所: 北海道石狩市花川北6条1丁目41番地1 電話: 0133-72-3194 ファクス: 0133-75-2270 E-mail: syougais@city.ishikari.hokkaido.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号061-3216 石狩市役所 保健福祉部 障がい支援課 障がい支援担当 住所: 北海道石狩市花川北6条1丁目41番地1 電話: 0133-72-3194 ファクス: 0133-75-2270 E-mail: syougais@city.ishikari.hokkaido.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

